世尊寺本字鏡について

貞苅伊徳

ここに世尊寺本字鏡とよぶのは、東洋文庫所蔵にかかる零本二冊の部首分類式漢和字書で、岡田希雄氏の詳細な「解説」とともに覆製されている。（昭和八年貴重図書影本刊行会刊。）小論のテキストもこれにより同氏の解説を中心に考察を進めたものである。

論旨は、世尊寺本字鏡は、新撰字鏡との間に親子にも譬うべき密接な関係があって、その部分は新撰字鏡の完本としては現在唯一の伝本である天治本よりも正しい姿を残す部分もあり、天治本を校訂する上には不可欠無二の資料である。又観智院本系の類聚名義抄を参考し引用したと考えられるから、成立時代を名義抄（観智院本系の）より古いという説は誤りで、院政以後におくのが穏当であろう。字鏡には多くの片仮名の倭訓注とともに真仮名の倭訓注も相当にある。それらの大部分は新撰字鏡の倭訓注によるものであるが、新撰字鏡に見出し得ない二十九項があって、この中十九項は源順の和名類聚鈔と一致し、残りの十項も矢張り先行文献の引用であって、図書寮本類聚名義抄やその他の真仮名倭訓とともに信拠すべき資料とみなされるというのである。論中「字鏡」はすべて世尊寺字鏡のことで一一断らなかった。

一、新撰字鏡との関係

——参照本の推考——

字鏡が新撰字鏡を引用転載したこと、その新撰字鏡が天治本系のものであり、しかも現存の天治本そのものでないことが、岡田氏の解説で明らかにされている。

> 本書を見た場合に、必ず想到せられるのは新撰字鏡の事であるが、まさしく本書は一部首中の文字の配列に於いて、又其の註文に於いて、明らかに新撰字鏡と密接な関係がある。しかして兄弟関係であるか、親子関係であるかは、容易には明言し難いが、自分は直接の親子関係であろうと見て居る。しかして新撰字鏡には、天治本系統のものと、享和刊本の如き抄出本の親本系統のものとが存するが、此の中の何れのものと本書が関係を有して居るだろうかと云へば、其は天治本系統のものである事は、鳥篇の「×」（角篇に鳥）の意味不明の註文「伊加鳥　留賀久保」の一つからでも云へるやうだ。しかし、天治本系統のものではあつたが、無論天治本其のものでは無い。（岡田氏「解説」三頁十二行。）

ここに天治本系統のものであり、しかも天治本そのものではな

いという意味は、十二巻本対抄本と並べた場合の完本としての天治本を意味するものではなく、天治本の誤りがそのまま字鏡にも引き継がれているという明瞭な事実があることによって、これを天治本系統のものであると推定され、又天治本の誤りを字鏡によって訂し得るもののあることを踏まえておられたから天治本そのものではないと明言されたものである。以下高見に蛇足を加えるに過ぎないことになるが、天治本との関係について少しく考察を試みる。

そもそも字鏡における新撰字鏡の影響の度合はどの位であるかというに、両者を丹念に比較すれば判然とする事柄だが、今魚部（字鏡上五四オ）について調査したところによると、収載標字三百五十二字中新撰字鏡のみの注文を有するものが百十九字、新撰字鏡と他の注文が重なって、漢字注文・片仮名注文混在の形式になったものを入れると全標字の三分の二以上に引用されている。このような現象は唯に魚部に限ったものではないことは勿論で、他のどの部首について調査してもほぼ同様である。もっていかに字鏡中に占める新撰字鏡の役割が大きいものであるかを知り得よう。

このようなウェイトを持った引用新撰字鏡は、現存の天治本そのものではないといわれるが、しからば、天治本に対していかなる関係に立つものであろうか。

①天治本の祖本系統の一本
③天治本を祖本として生れた後の一本
③天治本とは兄弟・いとこその他の関係にあたる一本

という三つのケースが想定でさる。即ち天治本の直系上位直系下位および傍系のうちのいずれかということになる。そこで両書を比較してこれらを決定する方法として、字鏡によって天治本の誤脱を訂し得る場合（即ち天治本を祖本として生れた後の本ではあり得ないという例証）と、天治本によって字鏡引用の部分の誤脱を訂し得る場合（即ち天治本の祖本系統の本ではあり得ないという例証）についてまず考察し、その一方の例証だけが見え、他の例証が見えなければ、直系の上位か下位が明示できることになり、その両者ともに見えれば傍本系の一本を予想し得るということになる。

一、字鏡によって天治本新撰字鏡の誤りを訂し得る例は乏しくない。これは岡田氏が天治本そのものの引用にあらずと明言された直接の例証ともなっているものである。

①掞（徒甘反上水病）胸（天治本三ノ三ウ）
字鏡（上ノ三ウ）「徒甘反」広韻「徒甘切」

③A（病垂に貴）（杜因反病會比）陰（天三ノ三ウ）
字鏡（上ノ五ウ）「杜回反」広韻（杜回切）

③B（足偏に困）（口木反）C（木偏に豕）足（天二ノ廿八オ）
字鏡（上ノ三二ウ）「口本反」篆隷万象名義「口衮反」

④跱（召絶反蹴跳也）（天二ノ廿七ウ）
字鏡（上ノ三二ウ）「呂絶反」篆隷万象名義「口絶反」玉篇（宋本）「呂絶切」

●D（足偏に更）（朝唐反迹也道也長也）E（之繞に亢）字献（天二ノ廿七ウ）
字鏡（上ノ三二ウ）「胡唐反」篆隷万象名義「胡唐反」

⑥F（魚偏に令）（渠中カ丁二反虫連紵行者也格更百反）（天九ノ二ウ）

字鏡（上ノ五七ウ）には「格更百反」無く、篆隷万象名義「G（カ丁反虫連行）」これから数字離れて「H（左に木、中に魚、右に各）（更百反似鯿大）」があり天治本混乱が知られる。

⑦I（魚偏に納）（奴荅反竹欶字也无甲有尾无足）（天九ノ二オ）

字鏡（上ノ五八ウ）「竹鼊无甲有尾无足」篆隷万象名義「似鼊无甲有尾无足口有腹下」によれば天治本の誤りが明瞭であり、字鏡の「竹」も恐らくは「似」の誤りであろう。

⑧J（巤偏に鳥）（力閤反字飛）　K（羽偏に鳥）（天八ノ十二オ）

字鏡（上ノ六九オ）「K字飛初起也」万象名義「鳥飛初起貌」とあり、天治本には恐らく誤脱したのであろう。

⑨（異体の二字略）L（召偏に鳥）（三形作条反）M（召偏に羽）（字削毛）（天八ノ十二ウ）

字鏡（上ノ六九オ）「呼条反」万象名義「呼條反」

⑩N（山偏に良）（晋当反平峻N山名日所入）（天六ノ一ウ）

字鏡（上ノ七七オ）「晋当反」

⑪O（魚偏に取）（士垢反上一日人生[illegible]有鯫加良加支）（天九ノ四オ）

字鏡・享和本「O生加良加支」外はことごとく省略する。

二、天治本によって字鏡の誤脱を訂し得る例を見出すこともまた非常に多い。鳥部（上ノ六二オ）から拾ってみても（括弧内が天治本の正しい注文である。）

P（習偏に鳥）（余（徐）立反）　Q（京偏に鳥）（又加伊念（志））

R（革偏に鳥）S（羊偏に鳥）（字亦作昨（非））T（丹偏に鳥）（呼官反入面鳥豪（啄））

U（丼の初二画を欠いたものを偏に鳥）（古賢反（平））V（交偏に鳥）（静）　W（青偏に鳥）

X（忌偏に鳥）（渠記反伊比Y（止与を上下に合した字）（止与））

というように枚挙しつくすことはできない。

しかしながら、ここに一考すべきは、当初予期した天治本の祖本を否定するものの〃積極的な例証〃を発見することは実に困難なことであるということである。なぜならば、この世尊寺本字鏡は古鈔本ではあるが矢張り転写本であるから伝承の間における転写による誤脱を当然考慮に入れなければならないからである。加之、編者が編纂時に既に誤記したかも知れないと考えてみる必要もある。そうすれば上に述べた列証はすべて誤伝写に基くもの、或は編者の誤転記によるものであるかも知れないと考えられるから、ここの考察は殆んど無意味に終るかも知れない。しかし字鏡の中に新撰字鏡の一標字の註文を二ヶ所に転載された一二例について考察してみる。

①Y（唯偏に鳥）Z（角偏に鳥）（二伊加鳥爾留加入保）（天八ノ十三オ）

Y（伊加鳥留加入保）（上六三オ）　Z（伊加鳥爾留加入保）（上六五オ）

天治本この条の誤写は享和本によるに「YZ（二伊加留加）鳰（爾保）」とあるべきところで、岡田氏が天治本の誤りをそのまま受けついだ例として示された。これを字鏡に注目すると前者に「爾」が脱けている。これは伝写の脱とも、字鏡編者の誤脱とも解せられるが、いずれにしても字鏡編者の参考した新撰字鏡は、今の天治本と同一の注文を有したものであったことは疑

う余地がない。

②餞A（食偏に土と戈とを上下にした旁）（疾演反上酒食逸人也又疾箭反上謟也馬乃鼻牟介）（天四ノ十七オ）

餞（セン六疾演反疾箭反上マノハナフケ上酒食逸也謟也馬乃牟介）（下ノ四十オ）　A（セン六疾演反疾箭反ムマノハナフケ上酒食逸也謟也馬乃牟介）（下ノ四一ウ）

ここでは字鏡に二ヶ所とも漢字注の「人」を脱し、倭訓の中「馬」字をも脱している。これは伝写の間写生が二ヶ所ともに同一の文字をしかも二箇も誤脱したと考えることは一寸有り得べきこととは思われず、それよりも字鏡編者の参照した新撰字鏡には今字鏡に見られるような注文であったものが字鏡に転載されて、このような注文として二ヶ所に現われることとなったと考える方が一層有りそうなことであり、穏当な推定ではあるまいか。又字鏡の編者が一度自分の著述に転載した前の注文から、後になって再び別条に再掲するということも考えるに、常態としてはそうしたことが故意になされる筈はなく、ここの二つの同一標字があるのは前に出たことを忘失して、別の資料からたまたま前と同じ標字が別条として設けられ、その増注として再び新撰字鏡が利用されたものと考えねばなるまい。それにこの例では既に片仮名倭訓にも見える「ムマノハナフケ」を知っていれば、真仮名の誤脱にも気付く筈だから、ここは資料を忠実に移載したものと解すべきであろう。

こうした例証が未だ欲しいのであるが、非力にして発見できなかった。この項の結論としては、字鏡に引用された新撰字鏡は、少なくとも天治本を祖本として生れた後の本ではない。断定するにはやや証拠が薄弱であるが、多分それは天治本直接の祖本に索むべきではなく、天治本の祖本類から岐れた一写本、即ち兄弟関係の一本か、それに準ずるものであったかと考えられる。

字鏡引用新撰字鏡の天治本を中心とした推定は以上の通りであるが、字鏡編者の転載態度は大体において原形をそのまま記したようであり、又一面相当恣意なところもあるようで、新撰字鏡の倭訓の大部分が片仮名に改められている。字鏡足部（上ノ二九ウ）より全文を示す。

B（足偏に可）（口下胡C（獸偏に可）二反コエナラフ）D（足偏に巳）B行貌用力也E（矢偏に它）B也

F（足偏に藉）（徒結反フムニシル）差也G（足偏に湯の旁）也蹀也

H（足偏に言を書いた字の下に火）（息葉反アカク蹀足也）

I（足偏に章）（之両反足ノウラ）

J（足偏に春）（姓K（惷の心の代りに肉の字）反上マタラニ差也）

L（足偏に度）（徒各反入アナヲトハタシ）　M（足偏に耳）（尼詩反クツハク）

N（足偏に立）（文北反タフル仆也顚倒也斃也）

の片仮名はすべて新撰字鏡の真仮名倭訓である。中には一つの倭訓が真仮名と片仮名に分けて書かれている。

①O（食偏に奥）（於到反去スル砥食也比止利波美）（下ノ四三ウ）O（於到反去如食也比止利波美酒留）（天四ノ十五ウ）

②P（食偏に曇）（微等反ヲホフ黒雲皃）（上ノ七八オ）

Q（山偏に奄）（上（中略）下微等反黒雲日乎於保不）（天六ノ四ウ）

などを見ると、字鏡だけでは意味不明に終るべきものが新撰字鏡によって解釈がつき、時代推移のために次第に真仮名注文が片仮名に変化している過程を見るのである。それはとも角、これらの片仮名注をもって、天治本新撰字鏡の倭訓の誤脱、蝕欠を訂し得るものも多い。今漢字注文を含めて天治本を校訂し得るものを示す。

① R（衣偏に端の旁）（丁丸反平衣上副也字波於曾比）（天四ノ十二ウ）

③ 魟（子紅反似S（幣の巾の代りに魚）□己自）（天九ノ三ウ）　□は蝕欠

③ 悒（上略）（伊太牀奈分介久）（天十ノ三ウ）

これらは享和本によっても蝕欠、誤写を訂し得るが字鏡「丁丸反平ウハヲソヒ衣上副也」（下ノ九ウ）「子紅反似S乎己自」（上ノ五九オ）「於汲反イタミナケク欝悒而憂也」（上ノ四九ウ）によってもその姿がうかがえる。蝕欠を訂し得るものとして天治本十ノ五―六の綴目の部分を或程度まで復原できる。

④ □（□□反□悽々）（天十ノ五オ）　T（立心偏に澁の旁）（奴結反悽）（上ノ五十オ）

U（立心偏に敞）（昌□□悦於度呂久）　U（昌耐ヲトロク悦）

⑤ 畜（許竹反起也驕也□□□也畜字也）（天十ノ五ウ）　V（立心偏に畜）（許竹反起也驕也興也畜字）（上ノ四八ウ）

⑥ □（許訖反□□也）（天十ノ五ウ）　W（立心偏に乞）（許訖反喜也）（上ノ四八ウ）

X（立心偏に骨）（古忽反□□也）　X（古忽反心乱）

⑦ Y（立心偏に手偏に各）（反□反痛也）（天十ノ六オ）　Z（立心偏に手偏に束）（叉厄反痛也）（上ノ四九オ）

⑧ 恍 A（立心偏に火を上に儿を下にした字）□□（惣也又□ゝ）（天十ノ六ウ）

恍（口良反上ヨハスヨフ惣也又称ゝ鶩也）（上ノ四九オ）

字鏡では新撰字鏡「乎」の仮名を「コ」に誤って訓んだ例が若干見られ、真仮名であっても仮名の字体の異なったもの（括弧内は新撰字鏡。）

① 衣夜（也）美（弥）。左卆夜（也）美（弥）（上ノ十オ）

② 波江。佐（左）女（上ノ六十ウ）

③ 不奈己（古）（上ノ六十ウ）

④ 女久地（知）良（上ノ六十ウ）

などがあり

⑤ B（矢偏に鳥）乃女亦（止）利（上ノ七三オ）←B乃女鳥（天八ノ九ウ）

⑥ 鹿乃乎止利足（上ノ二七ウ）←鹿乃乎止利阿之曽（天二ノ廿六オ）

⑦ 心保止志（上ノ四六オ月）←心保止波之留（天十ノ六ウ）

のように相互に漢字が入りこんだものもある。

二、和名抄との関係

――真仮名注文の考察――

岡田氏は解説の中で「新撰字鏡以外の参考書は知り難い」といっておられるのに対えて、さきには新撰字鏡、次項には類聚名義抄と古代辞書として知られる限りを並べ、その関係を調査しようとするのであるから、或は奇に過ぎるきらいはあるが、字鏡中の真仮名倭訓注を考察することによって、和名類聚抄との関係、委

しくは和名抄の直接引用が明確に示される。

字鏡に真仮名の倭訓注が片仮名注文に雑って多数存することは知られていたが、そのすべてが新撰字鏡にいずるものと考えられたのか、この点については岡田氏の解説にも触れてなく、外に考証もないようである。日本文学大辞典（増補改訂版）に「新撰字鏡より倭訓を含むこと遥に多く」（山田俊雄氏執筆）とあるのは片仮名注をいってあるものと思われるから今もこのように考えられていると思われる。

字鏡の中には約二百ばかりの真仮名倭訓注があって、そのおのについて新撰字鏡と対比するとその大部分が一致する。しかし一致しないもの二十九例が残る。これらのことごとくが字鏡編者の参考した新撰字鏡に存したが、現存天治本に誤脱したものとは考えられない。まづ他の真仮名文献に索むべきであろう。今新撰字鏡の後に直ぐ著はされた和名抄をもってこれらの倭訓を比較するとその中十九例が一致し、それらの前後の注文も和名抄によっていることが明らかである。和名抄には十巻本と二十巻本があり、二三の異本も発見されているから、これらによって仮名を比較すれば、或は一致する一本を決定することができるかも知れない。今箋注本をもって、和名抄に出典をもつと考えられるもの全部を並挙する。（比較に直接関係のない部分や異体字は両書とも省く。）下が和名抄。

① 鼎（都挺反阿之加奈倍）（上ノ一オ）　鼎（都挺反与頂同阿之加奈倍）

② 𤸞（帶々チクソ白利奈女）（上ノ三オ）　痢赤白日𤸞（音帶赤痢知久曾白痢奈女）

③ 庭（迩波）（上ノ十二ウ）　庭（定丁反迩波）

④ 慢（莫半反斑ー万太万久）（上ノ五一ウ）　幔（莫半反俗名如字本朝式斑幔読万太良万久）

⑤ C（魚偏に免）（仁倍一云久智）（上ノ五四オ）　C（音免弁色立成云C弥倍一云久知）

⑥ D（魚偏に反）（扶板反波里万知）（上ノ五五ウ）　D（扶板反上声之重又軽音漢語抄云波利末知）

⑦ E（旨偏に鳥）（脂々之米）（上ノ七十オ）　E（音脂漢語抄云之米）

⑧ F（力偏に鳥）（嘲々都岐俗用G（羊偏に鳥）字未詳）（上ノ七十オ）

H（刀偏に鳥）（音嘲都岐）　紅鶴（同上俗用I（年偏に鳥）字今案所出未詳）

⑨ 梟（古堯反佐分又佐計）（上ノ七一ウ）　梟（古堯反布久呂布弁色立成云佐計）

⑩ J（執の下に鳥）（俗云賀閇流）（上ノ七二オ）　J（俗曰賀閉流波美）

⑪ 衲（奴荅反一云多比補也今借因納字俗云能不）（下ノ六ウ）　衲・・（衲音奴答反字又作納俗云能布一云太比）

⑫ K（門構に田）（苦本反止之岐也）（下ノ十五オ）　K（苦本反之岐美俗云度之岐美）

⑬ 黐（丑知反毛知波加）（下ノ三四ウ）　黐（丑知反毛知）　黐L（手偏に竹冠に夾）（所責反漢語抄云波賀）

⑭ 餅（加布）（下ノ四十オ）　餅・・M（倍の人偏の代りに列の偏）（字乳反与撫同今案訓賀布）

⑮ 館（无呂都美）（下ノ四十ウ）　館（日本紀私記云无路都美）

⑯ 父（知々）（下ノ四八ウ）　父為考（和名知々）

⑰ 斧（府々平乃一云与岐N（手偏に必）附音秘平能々江スルトニ伐器也）（下ノ四八ウ）　斧（N附）・・斧（音府平能一云与岐）神農造也（秘音秘一音必平乃々江一云布流）

⑱ M（賀布）（下ノ八一オ）　⑭参照

⑲ 斗（都禾反当口反十升器也㪷作概附止加岐）（下ノ九四ウ）　斗（概附）・・斗（当口反俗音度字亦作㪷見唐韻）十升器也・・概（古礙反俗云度加岐）

因みに二十巻本と比較すると、仮名が一致する⑤などあり、⑩

の例箋注本の「波美」が二十巻本になく字鏡の引用文と同じいなど注目すべきであろう。

次に新撰字鏡・和名抄に見えない真仮名倭訓注の調査が残されている。近年「図書寮本類聚名義抄」という名義抄の古鈔本が発見覆製された。この本は観智院本とは全く様相を異にするものだが、可惜は法部の一冊に過ぎない。それには漢字注は勿論、仮名の倭訓に至るまでことごとく出典を示してあり、中に相当の真仮名倭訓も含まれている。これによって、残った十条に比校すると立心部から二字、土部から一字が見出せ、仮名まで全同である。以下これを示そう。下が図書寮本名義抄の注文。

①慢（末丹反幕 田留比ら 怠也易惰也不畏也）（上ノ四 十ウ）　末ヽ倭言由留比ら（二四八頁）

②慆（叨叨ヵスク 叨也須久 恍也）（上ノ五 一ウ）　季ヽ音叨過、須久弘ヽ 疑、恍ヵ（二四六頁）

③土（緒止古）（下ノ八 五ウ）　允ヽ緒止古（二三四頁）

この中②は図書寮本に二ヶ所（二七三頁）に見えるが一方によった。②は図書寮本に標字「上」に作る。

これらが原典からの直接引用であるか、孫引であるかは不詳として問題を残したい。（なお次項でこれに少しく触れた。）出典不明で他に例証を索め得ないものを参考に次に列挙する。誤写はおのづから明らかであろう。

①癬（息淺反 善加佐）（上ノ六 オ）

②（去世反公介反 ハタケ ○（病垂に蚤）病 又可伏又可久）（上ノ六 オ）

③P（摩垂に支）（居綺反 太奈食閣也）（上ノ十 六オ）

④Q（立心偏に責）（側革反 呼也鳴也 伊太布）R（耳偏に火）分也（上ノ四 一オ）

⑤S（武偏に鳥）（上大亥主反 事方奈地）

⑧奪（徒達反 乃波布也乱也）

⑦孰（市六反視鞠反 T（火偏に闌）也誰也余也 又多U（人偏に爾）又字麻久）

⑥戈（古和多戟也 戟六尺六寸 平頭戟世射也兵戈也 保去賀麻又保去）

例中は①或は和名抄の引用であるかも知れない。「癬（音淺俗云 錢加佐）」（二ノ七 九オ）とあるが存疑とする。又は新撰字鏡転載の標字群の中にあって漢字注文は新撰字鏡と同一であるから、この倭訓も新撰字鏡に存したものではなかったかと考えられる。④もまた漢字注は新撰字鏡によるものと思われ、前掲の名義抄の心部に見えないところを見ると新撰字鏡に有ったものではあるまいかと疑われる。

三、類聚名義抄との関係

字鏡の成立年代について、岡田氏の解説には類聚名義抄の前におかれてあるが、名義抄と直接関係があるとは考えられなかったようである。日本文学大辞典（増補改訂版）には「新撰字鏡と類聚名義抄との中間の時期と云はれるが未詳」と岡田氏説に疑問を存し、「新撰字鏡・名義抄との関係が認められる」（山田俊雄氏執筆）とあるが、どんな関係であるかは述べられてない。築島裕氏は国語学（第十三・十四輯）誌上で鎌倉時代に入れられてあるが、古辞書の入門として書かれ例証を示されてない。

ここでは名義抄との関係の有無、関係あらば、その関係いか

ん、及び字鏡との先後いかんについて考察を加える。名義抄は観智院本（日本古典全集複製本による）である。

字鏡と名義抄の標本並びに注文について共通するものありやというに、両書を丹念に比校するとき、それを発見できる。

①字鏡上一ウ「V（目を並べた下に一、更にその下に介の字）」以下十字ばかり普通の字書にない異体文字の標字があり、これらは名義抄仏中六八の一丁に見える標字群と一致し、排列もよく似ている。しかも注文も殆んど全同である。

これらの他にも全文が一致するものがある。以下主としてイ部より引用することとした。

②後（后六）ノチ　ウシロ　シリヘ（上ノ二 四オ）
ヲクレ（ル）タリ　オクラス（レ）
オコタル　オソシ　禾コオ（レ）
W（行人偏に秀）

後（音后）ノチ　ウシロ　シリヘ
ヲクレ（ル）タリ　ヲコタル　ヲソシ
（レ）W禾コオ（仏上三八）

は仮名の相違、一二の排列の先後を除くと全く同じい。特に鼻音を表示するものと考えられる∨符号（吉田金彦氏「類聚名義抄の和音注について」（国語学第六輯）大野晋氏「上代仮名遣の研究」）まで、加点の文字は少しく違っているが移しているし「オクレタリ」の「レ」の横の「ル」の訓まで一致している。∨符号の例は

③御（ヨ六）魚拠反禾コオ（レ）（上ノ二 二ウ）　　御（魚拠入）（中略）禾コオ（レ）（仏上三九）

④往（ワウ六）（下略）　羽同反イタルカチ禾レ（上二 三ウ）
往（羽図）Xユクヤル（中略）禾ユ　ワウ（レ）

後者字鏡の「禾は」何を意味するものか、これのみでは解しかねるが、名義抄によるに「禾ユ　ワウ」が二つに分割されて、こんな形になったのだとの経緯を察し得る。意味不明の例には

⑤徽（妹六）明飢反某悲反
モノヽク
モタル
面垢黒也青黒也致也
爛也クミタル木（上ノ二 三ウ）

徽（某悲　又妹上）爛クミタリ　木（仏上三九）

があり

⑥徽（鬼六）許帰反平
輝六
コトノヲ　ウル
ヲヒエ　ヨクス　トヽム
ウルヲヒ　ウルワシ
通作徽音同幑也　美也
シルシ　善也（上ノ二 三ウ）

X（徴の字の代りに田と列火とを書いた字）（同六　魚大有力）
徽（六）輝（クキ）ヨクス　ウルヲスウルハシ　トヽム
徽（上通下正）　徽（六同音、シルシ）
X（同音魚文　有力）（仏上三九）

を見ると名義抄中の次の標字が字鏡の一文中に盛り込まれていて、その注文の形式が殆んど同じであるから両者に関係があることは大体間違いなさそうである。字鏡中名義抄に見えない「許帰反平美也善也」は新撰字鏡による注文であると考えられる。名義抄の「輝」に「ク井」の振仮名が字鏡にないのは注目を要しよう。こうした例は

⑦Y（行人偏に是）チ六　宅買反度楷反
ウ六　Z（豹の偏だけ）体二六
ユク　則也行也階也
ノリ（上ノ二 四ウ）

Y（ケテイ）Z体ニ六則、又宅買反（仏上四一）

⑧A（行人偏に至）ケイ六
キヤウ六
トホル　アト　ソハ
ツラヌ　ミチ　ワタリ
メクリ　タヽチ
徑作　俓字通也迹也
或逕ト返爪（上ノ二 二ウ）

A（音欲アト　禾タルトホル）リ（ツラヌ　或達ト通ス）ミチタヾチ（仏上四〇）

最後の例示では字鏡に「爪」を「ス」の仮名に使ってあるが、字鏡はこの字を「ス」に使うことはないから、字鏡編者の参照した資料にはこの字体が書かれていたのであろうと考えられる。その他名義抄に特有の注文の一つに「未訓内典」というのがあって、岡田氏もこれに注目し、名義抄と比較すべきであるといはれたが、自身これを実行はなされなかったらしい。今これを試みるにすべて一致する。

⑨B（立心偏に雩）（達亣　ヒレ内典）（上ノ五一ウ）　（音達　内典）　モ訓（法中一〇一）

⑩C（是偏に鳥）（D（宇冠に光）亣　デイ亣　徒奚反　未Z（訓の異体）内典）（上ノ六二ウ）　（音D木乙　内典）（僧中一三一）

⑪E（篇山北つくり巳）（起亣　未乙内典也）（上ノ七八オ）　音起未乙内典（僧下一〇四）

⑫F（門構に南）（男正　南作未乙内典）（下ノ十九ウ）　（南二谷南字　音男任未訓内典）（法下七九）

⑬G（門構に間）（娞亣　未乙内典）（下ノ十九ウ）　H（門構に門）（未訓内典侍　毛反俗寫字）（法下八〇）

⑭I（米偏に径のつくり）（皺粲反　無訓内典）（下ノ八ウ三）　（名義中に見出し得なかった。誤脱か）

⑮□（浅亣　未乙内典）（下ノ六六ウ）　（音浅　内典）木乙（僧中四三）□字戈の左余。

などである。この出典は図書寮本名義抄に二例があり、いづれも「方ミ」とあるから、これが原典となっていると考えられる。しかし「方」が何であるかは不詳である。

これらの例示を通観するに、字鏡と観智院本類聚名義抄との間にはたしかに何等かの関係が存することは疑うことができない。しからばその関係はいかんということになると非常に決定がむづかしい。即ち㋑字鏡に名義抄から転載した、㋺名義抄の参照文献と字鏡の参考文献が同一書であった、㋩字鏡より名義抄に転載された、という三つのケースのいずれかの一つに違いない。

字鏡は漢和字書としての日本化の程度、一部首に含まれる文字の数などを見ると一見名義抄あたりよりも随分古いもののように感ぜられ、岡田氏も名義抄より古い時代の作であろうと考えていられたように、字書としては甚だ纒りのついていない龐雑なものであって、先に新撰字鏡との関係の項でも触れたが、新撰字鏡のみによった部分（即ち、漢字のみによる注文を有する部分。）が三分の一あり、その他の部分は、仮名注・漢字注が混淆し、繁簡錯雑な注文形式になっている。こうした姿であるから、名義抄が字鏡を参照したと仮定すれば、字鏡のこうした注文形式の跡や、新撰字鏡の孫引などが、若干なりとも名義抄の中に発見できる筈だが、それは見られない。又片仮名注について見ても、字鏡には名義抄に見えない倭訓が大分ある。即ち片仮名注から見ても名義抄をいでてより豊富であり、音注、漢字注も名義抄を遥かに出でていて、名義抄→字鏡の関係を認めることはできない。上述のような字鏡の首尾一貫しない注文形式は、その因を出典に基づくものとすべく、又編者の消化能力の欠如なり編纂方針に基づくものとしなければならぬ。

残った㋑については、名義抄の全文が字鏡に余すところなく盛られておれば、ほとんど決定的にこの証拠となり得よう。そうでない場合、例えば字鏡の編者が何らの基準によってか、或は恣意的にか取捨選択を加えた場合は、この関係にあっても、考証は困難になる。㋺についても、両書の出典となった文献が現存するのであれば、その判定にもさまで困難とはならないが、参考した文

献の性格不明で現存しないものであるときは、判断はすこぶる困難であり、又判定不可能ということも考えられる。

名義抄の全文が字鏡に盛られてあますところないかという設問に対して、例示は省略するが、甚だ多くはないが字鏡に見いだせない訓注が名義抄に存する。もし㋑の関係を仮定した場合にこれを解釈づけようとすれば、㋩字鏡編者の参照した名義抄にはこれらの注文は存しなかった。現存観智院本にはその後の加注がある。㋥字鏡編者が作意のもとに取捨した、或は見落した。㋭字鏡の原著にはあったが世尊寺本までの伝写の間に誤脱した。㋬以上の二つ或は三つが重なり合っている。という四つの場合の一つにあたることになるが、そのいづれについても決定的な証左はなく、或は字鏡編者の参考資料と観智院本系名義抄編者の参考資料が同一文献であったかも知れないということも考えて見る必要がある。勿論ここに両書の参考資料と目される共通文献の現存するものはなく、その性格さえ全く得られない状態にあるのだから、この㋑㋺のいずれかに択一することは稿者の非力にしては良くなし得ることではなかった。ただ直観的には名義抄——→字鏡を想定している。その理由としては次のようなことを考えている。

名義抄の出典については築島裕氏の卓説（類聚名義抄の和訓の源流について（国語と国文学二五年七月号））や図書寮本に見られる通り非常に広い範囲の文献からの集積である。

それらが、例えば「亍（行のつくりだけ）」の訓「トタ・スム」（字鏡上二三ウ）などの文選読の如きがあり、仏典の系統と考えられる「未訓内典」などに通するものまで字鏡に見られるからである。そうすれば例示②にある「オ」「ヲ」の仮名遣の相違、⑧の「爪」「ス」の仮名字体の相違、⑥⑦の振仮名の有無なども字鏡の中に名義抄の異本の面影を留めるものとして解釈ができ、名義抄を利用する上にも資料的な価値を確認できるのではあるまいか。

結論としては「字鏡は観智院本系の類聚名義抄を参照し、文字を加え又釈注を転載したらしい」ということになる。（名義抄の異本には、全然別系統の図書寮本を除いて、高山寺本・西念寺本・蓮成寺本などがあるが、高山寺本以外未刊で参考しなかった。）

字鏡・名義抄の間に引用関係があるとすれば、前項　和名抄との関係、或は善珠・季綱・允亮の真仮名倭訓注が、名義抄の採引ではあるまいかという疑いが当然でてくる。この項で名義抄との関係でも観智院本系といったのは、図書寮本との対比の上からのことで、図書寮本のような原典名義抄から観智院本のような形になるまでの間には幾らかの中間本名義抄が存しただろうし、その中には図書寮本に見えるような真仮名倭訓を若干存した観智院本のようなものがあったかも知れない。そういうものが字鏡編者の参考になったのかも知れなそのように考えてくるといよいよ名義抄よりの採引ということを一層考えさせられる。まず和名抄について考察しょう。

① 幔（莫半反俗名如字本朝式斑幔読万太良万久）（和名抄）

（莫半反斑｜万太良万久）（字鏡上ノ五一ウ）

（川云谷名如字但本朝式斑｜読万太良万久）（図二八〇）

② 衲（納音奴答反字亦作納俗云能不一云太比）

（奴答反一云多比補也今借因納字納作俗云能不）（字鏡下ノ六ウ）

（川云禾｜能不一云太非）（図三三四）

これらは前項に例示したものであるが比較の参考に再び示す。図

書寮本の「川」は「順」（源順の和名抄の略称である。）①の例では反切が図書寮本を出て和名抄によるらしいが、例②ではそれが一層明確であって、真仮名の字体も異なっている。このようなことは到底図書寮本（引用和名抄）――→字鏡（引用和名抄）という孫引は考えがたい。又直接の証拠とはならぬまでも傍証として次のようなことも考えられる。字鏡の和名抄引用の中で特異なものとして、前項例示⑰斧（K附）（木偏に必）⑲斗（概附）のように和名抄標字の中、「某附」という形がそのまま転載されている。

これを図書寮本の和名抄引例四六〇項については唯一例を見出し得ない。たまたま宝部一冊には見えなかったかも知れないが、字鏡の僅々十九項中二例に比較してみて、両者関係ありと見るより、ないという証になりそうである。又善珠・季綱・允亮の三例については、全く否定も肯定もできないが、和名抄が直接の引用だったということになれば、少くとも名義抄よりの孫引という考えも危いのではなかろうか。

（一九五四・四・一五稿　一九五五・七・一五訂）

（附記）　字鏡が後世に及ぼした影響についての項は、字鏡集に字鏡が引用され、しかも現存の世尊寺本であろうと考えられること、その他一二の字鏡集自体についての問題とともに、別の機会に述べたいと思いますので、ここでは省くことにしました。まだ論になっていないところも多かろうと思います。諸員のお批判を覚悟いたしております。又論中諸先生の御高説をお借りしたことについて、非礼がありましたら、御叱正をお願いします。